

養介護施設従事者等による 高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、養介護施設又は養介護事業に従事している者から受ける虐待のことをいいます。

総社市での調査結果からは、介護経験が比較的浅い介護職員によるものが多く、虐待者の性格に要因があるとの回答が多く、被虐待者は、85歳から94歳の女性で、要介護度4、5の重度者との回答でした。また、虐待者も被虐待者でも虐待の自覚がないものが多い結果でした。

1) 養介護施設設置者等の義務

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等への研修や、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じなければならないと定められています。(法第20条)

養介護施設設置者等の義務

- ① 養介護施設従事者等への研修
 - ・ 高齢者虐待等に係る施設従事者等の資質向上を図るため
 - ・ 施設及び事業所等で問題となっている事項の解決を図るため
 - ・ 研修機関や自施設内で実施する研修に対する参加機会を計画的に確保しなければならない
- ② 苦情処理体制の整備
 - ・ 利用者やその家族からの苦情の解決の仕組みが円滑に機能し、利用者の立場に配慮した対応が行なわれるよう
 - ・ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日、障害第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号）」参考
 - ・ 苦情処理体制を整備し、利用者及び施設従事者等に周知、徹底する
- ③ その他的高齢者虐待防止等のための措置
 - ・ 職場環境づくり
 - ・ 身体拘束の原則禁止の周知、徹底

2) 養介護施設従事者等の義務

養介護施設従事者等は、自施設内において養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者を発見した場合には、市町村に通報しなければなりません。（法第 21 条第 1 項）

また、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければなりません。が、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに通報しなければなりません。（法第 21 条第 2 項及び第 3 項）

養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者も、市町村に届け出ることができません。（法第 21 条第 4 項）

なお、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。（法第 21 条第 7 項）

総社市での通報・届出窓口は、

地域包括支援センターです。（P.15 参照）

参考)

介護保険指定基準において禁止の対象となる身体拘束

- ・ 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車いすやいすからすり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制御するために介助衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアに関わるすべての人に」より）

3) 総社市の体制

養介護施設内で従事者等による高齢者虐待の通知や届出、相談が地域包括支援センターに寄せられた場合の具体的な対応の流れを次のようにまとめました。

○養介護施設従事者等による高齢者虐待への具体的な対応手順

